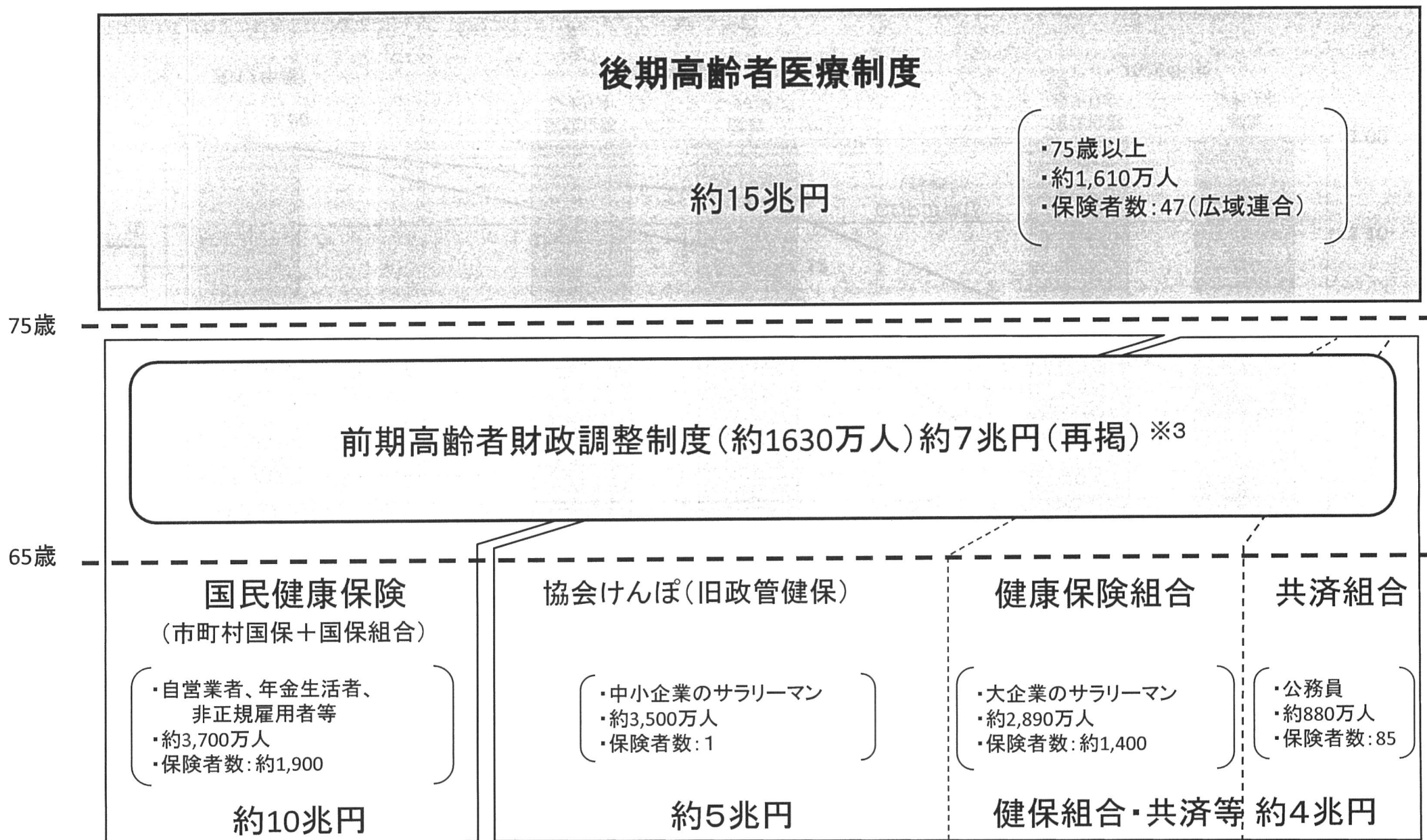


【医療保険制度の体系】



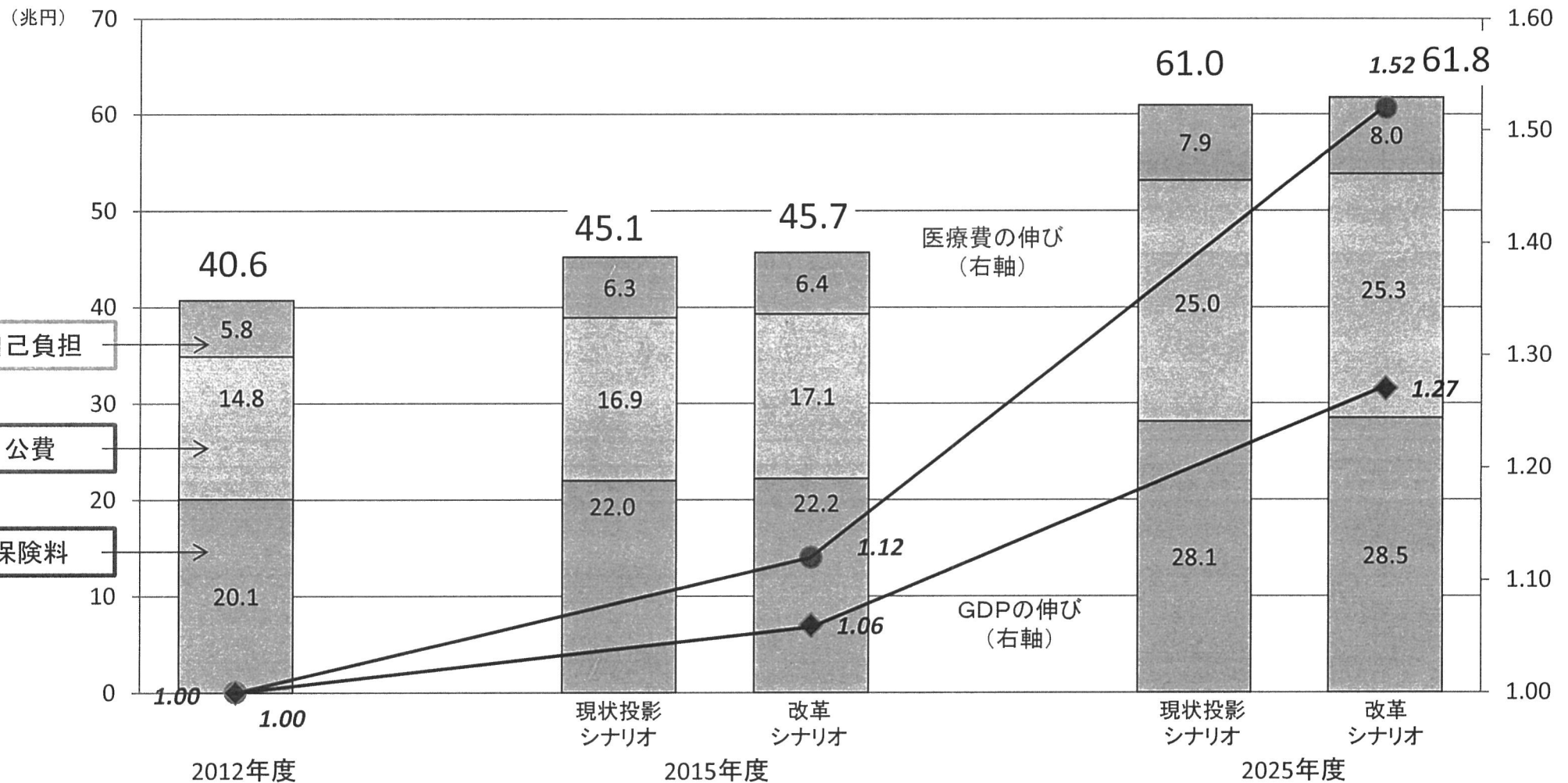
※1 加入者数・保険者数、金額は、平成27年度予算案ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約120万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1630万人)の内訳は、国保約1310万人、協会けんぽ約210万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

医療費の将来推計

- 医療費は、急速な高齢化や医療の高度化等によって、今後、GDPの伸びを大きく上回って増大。これに伴い、保険料、公費、自己負担の規模も、GDPの伸びを大きく上回って増大する見込み。特に公費の増大は著しい。



- ※1 社会保障に係る費用の将来推計の改定について（平成24年3月）のバックデータから作成。
 ※2 「現状投影シナリオ」は、サービス提供体制について現状のサービス利用状況や単価をそのまま将来に投影（将来の人口構成に適用）した場合、「改革シナリオ」は、サービス提供体制について機能強化や効率化等の改革を行った場合。（高齢者負担率の見直し後）
 ※3 「現状投影シナリオ」「改革シナリオ」いずれも、ケース①（医療の伸び率（人口増減や高齢化を除く）について伸びの要素を積み上げて仮定した場合）
 ※4 医療費の伸び、GDPの伸びは、対2012年度比。

事業者健診結果のご提供に ご協力をお願いします

国民健康保険加入の40歳から74歳までの方

Q なぜ提供？

国保加入者が、勤務先で特定健診と同等の健診を受診した場合、市が実施する特定健診を受ける必要がなく、この場合、市が管理すべきその方の受診状況を把握できません。

そこで、各事業所が実施している健診の結果を保険課に提出していただくと、特定健診受診者として登録出来ます。

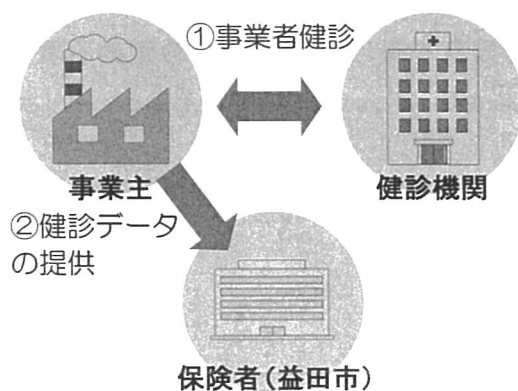
Q 提供するとどうなる？

❶ 健診結果やその変化を分析することにより、市が実施する保健事業の指針とすることが可能です。また、その方に適した健康教室などの情報提供や、生活改善アドバイスなどができます。

❷ 健診受診率の向上につながり、国からの補助金が増えます。

❸ 健康な方が増えることにより医療費が少なくなれば、税金の上昇抑制につながります。

Q どうやって提供する？



健診機関から届いた結果データ(国保加入者分のみ)を市保険課へご提供ください。

ご安心ください

事業主から保険者への健診結果データの提供は「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条により事業者の義務となっています。個人情報保護法に基づく本人同意の必要なく提供いただけます。

○高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年八月十七日)

(法律第八十号)

【特定健康診査等に関する記録の提供】

第二十七条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

(平一八法八三・全改)

○個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

【第三者提供の制限】

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※平成29年5月『改正個人情報保護法』施行

[第三者提供の制限]についての変更はありません。

【基本的な健診項目】



項 目		内 容
質問項目 (問 診)		●既往歴や服薬歴、現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、自覚症状等について問診、聴取する。 ・服薬歴（高血圧、糖尿病、脂質異常症） ・喫煙歴 ・食事、運動など生活習慣に関する質問 *様式は資料③「標準的な質問票」を使用する（11 ページ） *「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」参照
身体診察（理学的検査）		●自覚症状、他覚症状の有無の検査
身体計測		●身長 ●体重 ●BMI ●腹囲 *腹囲は立位、軽呼吸時、臍の高さで測定する。 *以下の基準により医師が不要と認める時には腹囲測定を省略することができる。 ①BMIが20未満であること ②BMIが22未満で腹囲を自己測定し、その値を申告していること
血圧測定		●血圧（収縮期血圧・拡張期血圧） *測定回数は原則2回とし、その平均値を提出データとするが、現場の状況に応じて1回測定でもかまわない。
血液検査	血中脂質検査	●中性脂肪 ●HDL コレステロール ●LDL コレステロール
	肝機能検査	●AST（GOT） ●ALT（GPT） ●γ-GTP
	血糖検査	●血糖（空腹または随時） ●HbA1c（H25よりNGSP値） *10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とする。 *問診時に必ず採血時間（食後時間）を確認する。
尿検査		●尿糖 ●尿たんぱく *ただし、生理中の女性や腎疾患等により排尿障害を有している場合は「検査不能」とすることができる。

質 問 票

＜ 平成 年度版 ＞

お名前 _____

※医療機関で受診される場合は、前もって質問票に記入し当日ご持参いただくとスムーズです。

※集団健診を受診される方には別に質問票をお送りしますので、こちらへの記入は不要です。

質 問 項 目		回 答
1	現在、次のaからcの薬を使用していますか。	
1-1	a、血圧を下げる薬	①は い ②いいえ
1-2	b、インスリン注射又は血糖を下げる薬	①は い ②いいえ
1-3	c、コレステロールを下げる薬	①は い ②いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①は い ②いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①は い ②いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。	①は い ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①は い ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100 本以上、または6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者）	①は い ②いいえ
9	20 歳の時の体重から10kg 以上増加していますか。	①は い ②いいえ
10	1 回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	①は い ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	①は い ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	①は い ②いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上ありましたか。	①は い ②いいえ
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2 時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	①は い ②いいえ
16	夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることが週に3回以上ありますか。	①は い ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	①は い ②いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1 日当たりの飲酒量	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	①は い ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもり （おおむね6カ月以内） ③近いうち（1カ月以内）に 改善するつもりであり、少しづつ始めている ④すでに改善に取り組んでいる （6カ月未満） ⑤すでに改善に取り組んでいる （6カ月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①は い ②いいえ